

社会福祉法人おひさま福祉会 役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おひさま福祉会定款第8条及び第21条の規定に基づく非常勤の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対する報酬は次のとおりとする。

- (1) 役員等は、無報酬とする。
ただし、理事長には、報酬月額150,000円を支給する。
- (2) 役員等が、理事会及び評議員会へ出席した場合、その都度費用弁償とし、5,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等への報酬の支給は、次により支給する。

- (1) 報酬は、職員の給与支給日に準じ、本人に現金で支給する。
- (2) 費用弁償は、理事会及び評議員会等法人の施設運営のための業務を行った都度、現金で支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条 月の途中で理事長が交代した場合は、交代日により報酬を日割り計算し支給する。

(費 用)

第5条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって報酬等の支給基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和 2年 6月19日より施行する。(評議員会議決後)

- 2 この規程の施行により、従前の社会福祉法人おひさま福社会役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程（平成17年3月16日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年6月23日より施行し令和5年4月1日から適用する。